

令和4年6月15日

公益社団法人 全国生活相談員協会
消費者団体訴訟室 御中

株式会社エウレカ
代表取締役 石橋

ご連絡

前略

貴協会からの令和4年5月19日付「申入書」（以下「申入書」といいます。）に対する回答等につき、以下のとおり連絡いたします。

1 回答期限延長について

弊社においては、現在、マッチングサービス「Pairs」（以下「弊社サービス」といいます。）に関する申入書につき、検討を進めております。

しかしながら、法的解釈に基づく対応の要否の検討に加え、申入書を踏まえて対応する場合には利用規約等の変更だけでなくサービス・システムの変更を要する可能性があること、当該変更による弊社サービスの売上高等への影響も大きいこと等の事情から、慎重に検討を進めており時間を要しております。

つきましては、回答期限につき、6月30日まで延長いただきますようお願いいたします。

2 特定商取引法の改正対応について

弊社においては、現在、本年6月1日に施行された改正特定商取引に関する法律（以下「改正特定商取引法」といいます。）に基づき、弊社サービスにつき最終確認画面の整備等の対応を進めております。

改正特定商取引法に基づく対応の準備は、申入書の受領前から進めており、近い内に弊社サービス上での変更が実施される予定です。しかしながら、当該変更にあたっては、スケジュールの関係で検討が間に合わず申入書に対する回答及び対応が反映されていないものとなる可能性があります。

弊社において申入書を踏まえて何らかの対応をする場合には、別途、最終確認画面を含めた改正特定商取引法に基づく表示等についても適切に対応していく予定です。ご了承ください。

草々